

平成20年3月期計算書類に対する監査意見不表明に関するお知らせ

平成20年3月期の計算書類およびその附属明細書並びに連結計算書類につきまして、会計監査人より会社法第436条第2項第1号および会社法第444条第4項の規定に基づく監査について、監査意見を表明しない旨の監査報告を平成20年5月29日付けにて受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 背景および概要

平成20年3月4日、当社所有の商業ビルを巡り、立退き業務を委託していた会社の関係者(取引先であった関係者)が、弁護士法違反の疑いで逮捕されました。この事件の影響で、予定していた不動産売却が進まず、また、借入金の借り換えが困難になっており、連結貸借対照表日において、新たな資金調達、既存借入金の今後の返済履行が困難な状況となっております。

このような状況により、連結計算書類に「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」の注記を記載しております。

(参考)継続企業の前提に関する注記

平成20年3月4日、当社所有の商業ビルを巡り、立退き業務を委託していた会社の関係者(取引先であった関係者)が、弁護士法違反の疑いで逮捕されました。この事件の影響で、予定していた不動産売却が進まず、また、借入金の借り換えが困難になっており、連結貸借対照表日において、新たな資金調達、既存借入金の今後の返済履行が困難な状況となっております。

このような状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。当該状況を解消すべく、当社は、複数の企業と経営支援について、協議しております。また、資金繰りを安定化させるため、不動産売却の交渉を継続しており、いくつかの不動産については、買付の申し出を受けております。

なお、今回の事件に関連し、外部調査委員会より再発防止策の提言を受け、再発防止策を実施して参りました。当社は、反社会的勢力との決別及び法令遵守体制の確立を徹底すべく、鋭意努力を続けております。

上記の施策により、経営環境の正常化、資金繰りの安定化を図り、継続企業の前提の疑義を解消すべく努めてまいります。

連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、上記のような重要な疑義の影響を連結計算書類に反映していません。

企業の計算書類(会社法規定)や財務諸表(金融商品取引法規定)は、継続企業であることを前提として作成されます。当社の計算書類や財務諸表についても、継続企業であることを前提として作成されておりますが、上記に記載のとおり、当社の継続企業の前提は、「現在交渉中の企業から経営支援企業を選定すること」、「経営支援企業と資金融通等について早期に契約の締結をすること」、「買付の申し出を受けている所有不動産の売却による資金調達をすること」等による資金の安定化の実現に依存していると認識しております。

このたび、定時株主総会の招集通知に付される計算書類の監査において、会計監査人である新日本監査法人は、当社の継続企業の前提である「経営支援」、「不動産売却」の現時点での未確定により、会社法第436条第2項第1号および会社法第444条第4項の規定に基づく監査について、監査意見の表明をしない旨の監査報告書を受領いたしました。

2. 監査報告書の記載内容

受領した監査報告書に記載された内容は以下のとおりであります。

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社スルガコーポレーションの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にある。

当監査法人は、下記事項を除き我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。

記

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社が立退き業務を委託していた取引先であった関係者が弁護士法違反の疑いで逮捕された事件の影響で、会社は、当初予定した不動産売却が進まず、新たな資金調達、既存借入金の今後の返済履行が困難な状況となっており、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。

当該注記に記載されている経営支援及び不動産売却については、現時点では未確定であるた

SURUGA News

め、合理性を判断できなかつた。このため、当監査法人は、継続企業を前提として作成されている連結計算書類に対する意見表明のための合理的な基礎を得ることができなかつた。

当監査法人は、上記事項の連結計算書類に与える影響の重要性に鑑み、株式会社スルガコーポレーション及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況についての意見を表明しない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

3. 計算書類の承認について

計算書類の監査意見不表明に伴い、株主総会の決議事項として計算書類の承認を附議いたしません。

4. 財務諸表(有価証券報告書)における監査報告書への影響について

今回の監査意見不表明の判断は、計算書類の監査時点(平成20年5月29日付監査報告書)におけるものであります。

財務諸表(有価証券報告書)につきましては、平成20年6月30日の提出に向けて、現在監査中であり、最終的な監査報告を受領次第、速やかに開示いたします。

5. 今後の展開

当社といたしましては、今回の監査法人の意見不表明に至った事由を早期に解消すべく、以下の事項を経営の最優先課題として取り組んでおります。

- ① 現在交渉中である複数の企業の中から、経営支援企業を選定し、早急に契約を締結します。
- ② 経営支援企業からの資金調達を早急に実現します。
- ③ 当社保有不動産に対し買付の申し出を受けている物件の売却を早急に実現します。

以上の施策により、実現性が高く、合理性がある資金の安定を目指します。

以上